

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年11月28日
高松市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			オキオリーブ	無	R7年度～R11年度	オキオリーブ集落
	○			鮎滝下	無	R7年度～R11年度	鮎滝下集落
	○			久保田	無	R7年度～R11年度	久保田集落
	○			HSM	無	R7年度～R11年度	HSM集落
	○			西庄北部	無	R7年度～R11年度	西庄北部集落